



令和元年 11 月
公正取引委員会

デジタル・プラットフォームと個人情報等を提供する消費者との取引における 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（案）に対する意見の概要

意見募集期間：令和元年 8 月 29 日から同年 9 月 30 日まで

意見提出者数：141 名

（個人，法人，消費者団体，経済団体，法曹団体，弁護士，学者等）

主な提出意見の概要

- ※ 提出された意見については，ガイドラインに意見を踏まえた修正を加えるか，ガイドライン成案の公表と同時に公表する，意見に対する考え方において，考え方を示して対応。
- 「**デジタル・プラットフォーム**」について，「定義が曖昧」，「定義を明確化すべき」，「海外の規制を参照すべき」等の意見。
- 「**個人情報等**」について，「『等』の範囲が不明確」，「『等』の例示をすべき」，「『等』を削除すべき」，「『等』を個人に関する情報である旨明確化すべき」等の意見。



主な提出意見の概要（つづき）

- 「**公正競争阻害性**」について、「消費者間に競争はなく、公正な競争を阻害するおそれが生じているとはいえない」、「行為類型として記載の行為が公正な競争を阻害することとなる理屈が不明」等の意見。
- 「**取引の相手方**」について、「個人情報等に経済的価値はあるのか」、「個人情報等是对価といえるのか」、「無料サービスの利用は取引か」等の意見。
- 「**優越的地位の認定**」について、「地位の認定基準を現行優越ガイドラインより緩めるべきでない」、「『代替可能なサービス』、『利用を止めることが事実上困難』の基準が不明」、「取引条件を『ある程度自由に.....左右することができる』の実務への影響を懸念」、「個々の消費者ごとに優越的地位を判断することは事実上困難」等の意見。
- 「**濫用行為**」について、「『対価に対し相応でない品質のサービス』とはどういう意味か」、「『消費者が利用目的を理解することが困難な状況』、『やむを得ず同意』等の判断基準が不明確」、「追加的な個人情報取得する理由として正当化される事情を考慮すべき」、「個人情報保護法違反類似の行為類型は、個人情報保護法を順守すれば問題ないか」等の意見。
- **本考え方全体**について、「デジタル・プラットフォーム事業者を対象に規制する理由がない」、「対消費者取引に適用対象を拡大すべきでない」、「個人情報保護法に独占禁止法を重畳適用すべきでない」、「私的独占、特殊指定等、優越規制以外の方法によるべき」等の意見。